

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

静岡県榛原郡吉田町

2 構造改革特別区域の名称

吉田町教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

静岡県榛原郡吉田町の全域

4 構造改革特別区域の特性

< 吉田町の現状 >

吉田町は、静岡県のほぼ中央で、県都静岡市から約25 km、浜松市から約50 km、一級河川大井川の河口西岸に位置し、北は島田市、東は大井川を挟んで大井川町、西は榛原町に接し、南は駿河湾に面した面積20.84 km²の町であり、南アルプスを源とする大井川の豊かな伏流水と、温暖な気候に恵まれている。

当町は明治22年の市制・町村制施行に伴い「吉田村」として発足して、昭和24年に町制を施行し、その間他市町村と一度も合併をすることなく現在に至っている。

人口は、大正9年に国勢調査が始まった時点で11,531人、そして昭和50年に初めて2万人を超える20,525人となり、その後、人口が減少することなく、順調に発展してきており、平成17年8月末における総人口は、29,337人となっている。

また、町域の約90%が大井川の扇状地と坂口谷川の沖積平野で構成される標高20 m未満の平坦地となっており、農耕に適した地形のため、古くから開拓、利用されてきた。農業は主に水稻とその裏作としてのレタス栽培およびメロン栽培などであり、漁業は、駿河湾に面して5 kmの海岸線を有することから、シラス漁と個人操業の沿岸漁業も盛んに行われてきた。

さらに、内水面漁業として良質の水に恵まれているという利点を生かして、大正11年ころに始まった養鰻業は、昭和30年代後半から昭和40年代前半に最盛期を迎え、先進地である浜名湖周辺地域と日本一を競うまでになったが、その後、新種の魚病や養殖方式の変更により衰退し、産地も次第に愛知県、九州地方や台湾に移っていった。

一方、昭和44年に東名高速道路が開通、吉田町北部に吉田インターチェンジが設置されたことにより、静岡市や浜松市などの都市圏への交通の利便性が飛躍的に向上した

ことから、工場の進出が相次ぐようになった。

また、吉田町は平成20年度に開港を予定している静岡空港と隣接しており、空港関連の基盤整備が進み、さらに利便性が高くなることが予想されている。

現在、企業立地と反比例して町全体の産業に対する一次産業の割合は年々減少しており、かつて全盛を極めた養鰻業は、池沼のほとんどが埋め立てられ、工場や流通倉庫、あるいは住宅地として再開発されている。

このように、農漁村型社会から都市近郊型社会へと移行しつつある吉田町は、恵まれた環境と古き良き伝統を生かしつつ、魅力あるまちの形成と更なる発展の方向を模索している。

< 今後吉田町が目指すもの >

吉田町では、以下のような町民憲章を掲げている。

町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

豊かな自然と環境に恵まれてきた吉田町も、近年の厳しい社会・経済環境のもと、「自立したまち」「真に豊かさを実感できるまち」「持続可能な福祉社会」を目指して積極的かつ主体的な取り組みを行う必要がある。

このためには、町民と行政とがそれぞれの立場から町の将来を考え、出来るところから役割を分担し、協働することが大切である。

< 教育をめぐる考え方 >

現在の教育を取り巻く環境は、この10年あまりの間に、急激な変化をもたらした。

不登校児(生)や保健室登校児(生)、社会性や規範性の希薄な子どもの増加などがマスコミなどで象徴的に取り上げられているが、これは、目まぐるしく変化する時勢の影響が、大人の社会だけにとどまらず、子どもを取り巻く環境にも、深く及んでいると考えられる。

平成17年8月10日に公表された文部科学省の学校基本調査(速報)によると、平成16年度の不登校とされた小中学生は、全国で123,317人を数え、全児童生徒数に占める割合は1.14%になっており、大きな教育課題となっている。

また、同日公表された静岡県の速報では、県内の不登校小中学生は3,453人で、

前年に比べて増加している中、吉田町における現在の不登校小中学生は28人であり、割合では1.04%となっている。この値は全国平均をやや下回っているものの、楽観視できるものではなく、その対策を講じていく必要性は十分にあると考えられる。

高等学校では、平成16年度の国公立私立高校の不登校生徒数は、全国で67,500人であり、在籍者に占める割合は1.82%であるとの公表が平成17年9月22日付けで文部科学省からあった。また、義務教育を終えた段階では、学校への不適應は中途退学者の数字にも反映されることが予想されるが、不登校生徒のうち中退に至った生徒は24,725人で、不登校生徒に占める割合は36.6%であるとのことである。

町の教育委員会においても、教育相談などをはじめとした町内の小中学校から不登校児をなくす対策を積極的に取り組んでいるものの、特に、原因が心理的なものであれば、問題の解決まで相当の時間を要することがある。小中学校における不登校については、支援策の整備が行われているところであり、卒業の意思がある生徒にはその実情に応じた最大限の配慮が加えられている。しかしながら、そうした生徒について、義務教育である中学卒業後の、高校への進学、通学に関しては、不安定要素が残っている。町では小中学校に重点をおくため、卒業後の生徒の動向を把握しきれていないのが現状であるが、中学校における不登校生の状況を考えれば高校段階においても一定程度不登校状態となっている生徒やそれに起因して中途退学する生徒が存在すると考えられる。そこで、特区制度を活用し高校を整備することで、不登校に対する継続的な支援体制の確立が図れるものと確信している。

5 構造改革特別区域計画の意義

不登校児童生徒への対応策は、現在も模索されているところであるが、有効な手段は確立されていないのが現状であり、教育の場として、同年代の子どもが集まる学校は、知識を教授するのに効率的な方法というだけでなく、子どもたちが集団生活を体験することに重要な意味があると考えられる。

このため、学校は不登校児(生)への対策として基本的に「復学」を進めてきたが、近年の時代の流れにより、多様な育ち方を認め支援することの重要性も指摘されている。

不登校・高校中退となった子どもであっても、潜在的な社会適応力や能力を持っていると考えられるので、学校不適應者という否定的な枠で社会が受け入れてしまうのは、子どもだけでなく、社会にとっても大きな損失であり、人口減社会が現実のものになる今後の日本においては、この損失は無視できないものである。

このため、彼らに様々な方法で再度学習の機会を提供し、十分な学力と高等学校卒業の資格を与えたうえで、社会へ送り出すこと、時には生徒本人の希望に応じて、より高次の教育機関に送り出すことは、社会的要請であると考えられる。

このため、学校設置に関して、構造改革特別区域制度を活用し、時代の要請に即した学校を設立することは、吉田町の住民のみならず、地域の未来を支援する重要な事業と位置付けられる。これは、吉田町が果たすべき社会的使命の一つであると考えている。

このような観点から、吉田町は、事業主体として長年、教育産業に携わってきた株式会社クラ・ゼミが広域通信制高等学校を設立する計画を申請するものである。

< 吉田町における教育の意義 >

現在高校を中退する主な理由は、「学校生活・学業不適應」、「進路変更」および「学業不振」などであるが、前述二者で全体の概ね4分の3を占めている事実を考えると、これらの生徒たちに対する再教育のシステムは、そのような生徒を生み出してしまった高校教育の環境から一度切り離し、生徒たちが真に求める教育を行うこともひとつの手段であると考えられる。その上で、社会が必要とする人材の輩出を目的とするものであるべきと考える。

こうした中、吉田町は静岡県のほぼ中央に位置する比較的温暖な土地柄であり、古くから農業・水産業が盛んに行われているという背景から、「お互いがお互いを支えあう」という地域コミュニティの良さが残っている町である。

さらに、最近では交通網の発達により企業進出も進み、産業都市としての側面も持ち合わせるようになってきているため、就労地の近くに住居を求めて定住する転入者が増えており、町民はこれを受け入れるおおらかな気質も持ち合わせている。

このような町民性があり、自然環境と利便性の調和を保ちながら、暮らしやすいまちづくりを進める吉田町は、従来の知育偏重からの脱却を目指した学校を受け入れる素地が十分に存在し、スクーリングのために本町を訪れる生徒を受け入れる温かさに満ちている。自然環境と開発、農業・水産業と工業、古くからの住民と新しく転入してきた人々など、様々な局面に置いてバランスを取りながら、町としてまとまりのある姿は、全国的なモデルケースに位置付けられる。

「学校」を人が社会に出るための知識や経験を身に付けるための場所というのであれば、その学校のある「まち」そのものが、一番身近な社会の教材になるべきである。

また、逆の視点からみると、いわば社会人予備軍である生徒の眼差しに応え、彼らが将来、参加する意欲を掻き立てるに足る魅力あふれる社会の姿を見せることが、吉田町に求められるということである。

まちづくりの一環として、「生涯教育の充実」および「地域福祉のネットワークづくり」を推進している吉田町には、教育を通してまちを活性化していこうという機運があり、そのような中で新たに加えられる刺激は、地域のモチベーションを高め、町の活性化につながるものと期待されている。

特区を活用して新規学校を設立して、多様な教育の機会を提供することは、吉田町の魅力を増やすことにつながると考える。

また、町内における不登校児（生）への対策については、スクールカウンセラー事業を活用したり、教育委員会内に教育相談員を配置したりして、カウンセリングなどを通して積極的にその解消に向けて取り組んでいる。これは、児童生徒本人やその周囲の人々に対する相談などを行うことにより、過ごしやすい環境を整備し、精神的な支援を行うものである。

一方、今回の事業主体として予定されている株式会社クラ・ゼミでは、生徒第一主義を掲げており、不登校などの事情のある子どもを受け入れ、個別指導コースにおいて、それぞれの児童生徒の状況と希望に応じてマンツーマンで学習支援を行ってきた実績を持っている。事業主体は、新設学校においても一人ひとりの個性を生かした創意工夫あふれる教育を充実させることを指導の柱においており、不登校などの経験のある生徒にとって、個別の事情に応じて教育を受けられることは、新しい学習の場の提供となる。それとともに、新しい学習方法があることを見出し、学習意欲や通学意欲をかきたてる効果を期待するものである。

このような事業主体が学校を設置し、不登校状態等にある生徒に対して新たな選択肢を提供することは、吉田町の不登校対策の補完的な役割を果たし、その結果、町内の不登校児（生）の減少につながるのではないかと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

<吉田町の目指す未来像と、まちづくりに参画する人材の育成>

吉田町では、町民憲章を踏まえ、第3次吉田町総合計画（平成8年～平成17年）では、目指す将来像を「創造的で調和のとれた産業のまち吉田町」と設定し、「自然と都市機能が調和したまちづくり」、「健やかでやすらぎのある安心して暮らせるまちづくり」、「魅力的な人と文化と産業が育つ活力あるまちづくり」を基本理念として、まちづくりに取り組んできた。

町の未来を考えるうえで一つのガイドラインとなる総合計画は、現在平成18年から平成27年を対象年次とした第4次計画を策定すべく作業中であるが、近年の社会情勢も念頭に加え、「人と人とのつながり」、「健康」、「生活基盤の安定」などをキーワードとした将来都市像を検討している。

この町は着実に発展を遂げてきた町であるが、これは、環境要因を最大限に活用して養鰻業の振興や企業誘致を行ってきた結果である。この繁栄を維持し、更なる発展を目指すためには、環境要因を重視しつつも、ソフト面の充実、とりわけまちづくりに係る人材の育成に取り組んでいくことが必要である。

新総合計画の策定に先立ち、町では、平成16年度に基礎資料として、無作為抽出による3,000人の町民に対し、まちづくりに関する意識調査を行っている。このうち、「住民参加のまちづくり」のあり方についての質問に対する回答をみると、「町の計画づくりなどへの住民参加の機会を積極的に増やす」が33.3%と最も多く、次に「まちづくりに関する情報を住民に提供する」が30.4%、「自分たちの地域を考え、行動する人材を育成する」が13.6%と続いている。「今後の公共サービスのあり方」についての質問では「個人や地域でやるべきことは自分たちでやるため、公共サービス向上よりも、住民の税負担を減らしてほしい」との回答が51.9%と半数を占め、次に「住民自身のボランティア活動などにより財源不足を補い、公共サービスを維持、向上してほしい」が33.2%と続く。

これは、まちづくりに対する住民の考え方が、町からの情報提供を望むという受身的なものだけでなく、住民側から自発的に関与していこうとする意思があることを示している。

また、今後のまちづくりを担っていく人材を育成するためには教育環境の整備は重要であるが、小中学校における不登校児(生)の割合をみると、吉田町の数値は1.04%であり、全国平均の1.14%をわずかに下回っているものの、楽観視できるほど低いとはいえない。町では、対策として、スクールカウンセラーの活用や、教育相談員を配置するなどの事業を実施し、その解消に向けて取り組んでいるところである。

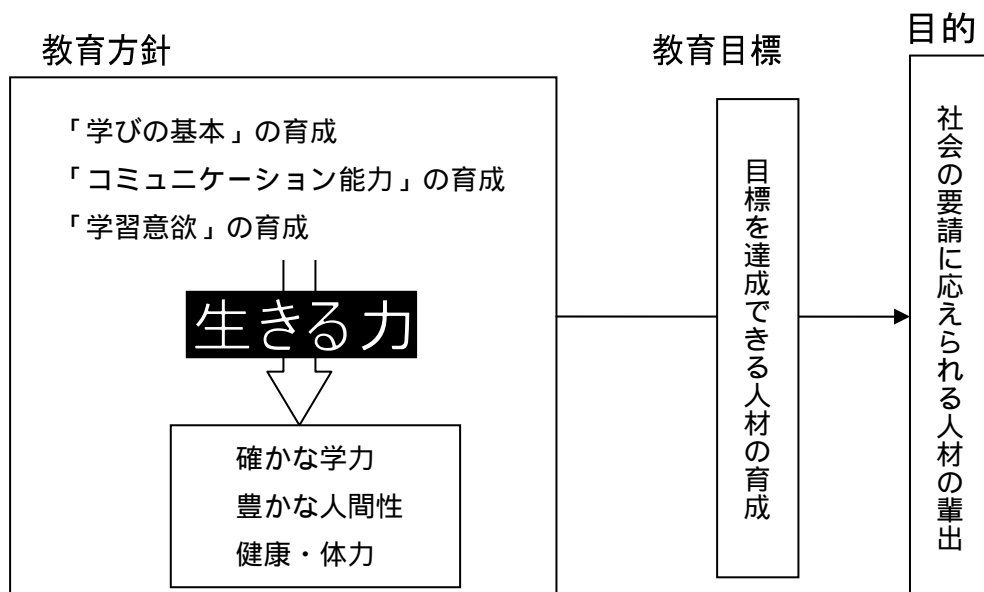
しかし、小中学校における不登校の状況を考えれば、高校においても一定程度の不登校状態の生徒やそれに起因する中途退学の生徒が存在すると考えられる。本特区計画において高校を新設して新しい学習の場を提供することで、現在町で行っている小中学校を対象とした対策と合わせて、継続的な不登校支援体制の確立を図ることができる。

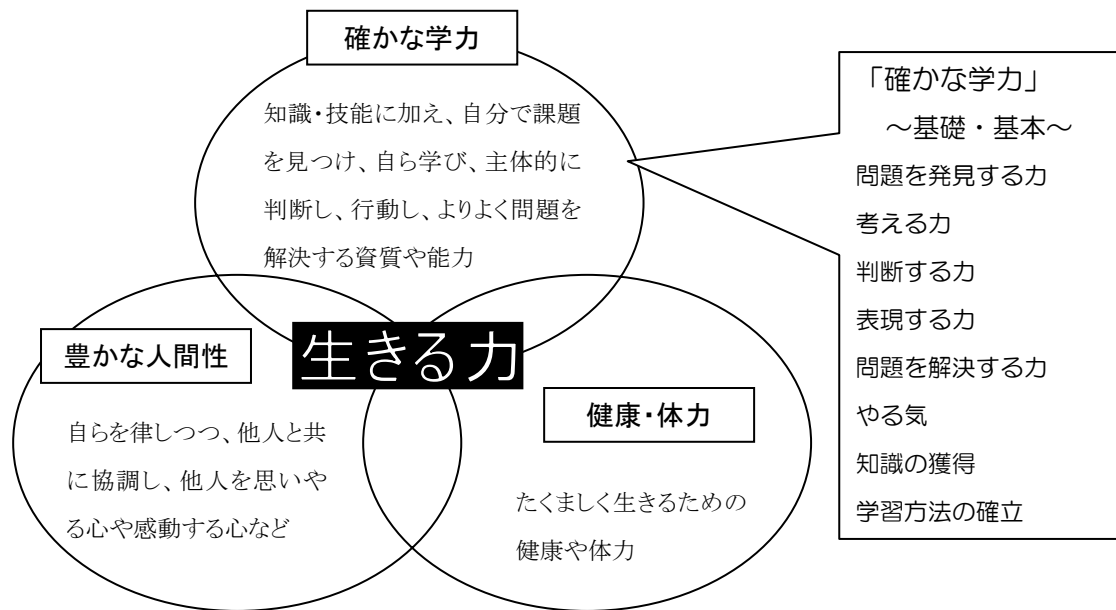
ここで、新設高校の教育目標は、「目標を達成できる人材の育成」である。問題を自ら発見し、周囲と協力しながらその解決を図るといった経験は、生徒に大きな自信を与える。また、その経験で培った社会性は後の社会生活においても有用な技術である。

吉田町の現在の繁栄を維持し、更なる発展を目指すためには、まちづくりに対し主体的な意見を持ち、それを行動に移すことができる積極的な人材の参加が求められる。このためには、単に意欲を持った人々を住民の中から求めるだけでなく、新しい考え方を持った異能の人材を集め、そのような人材を育成するという積極的な働きかけが必要であると考えられる。

それぞれの個性を尊重しつつ、他者との協調性を育むことも目標とする学校は、不登校などに悩む生徒に対する新しい選択肢となるとともに、今後の町の将来を担う人材の発信基地として、また、その様な人材の集う拠点として象徴的な役割を果たすのではないかと期待される。

< 学校の教育方針 >





指導の柱

ア 学習指導要領に示された共通に指導すべき基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させることを目指し、「生きる力」の育成に努める。

さらに、その子どもたちの実態を踏まえ、学習指導要領をもとに一人ひとりの個性を生かした創意工夫あふれる教育を充実させる。

また、生徒の状況に応じた「個別指導」を柔軟かつ多様に導入し、生徒にとって「よく分かった」と思われる授業を通して、彼らの学習意欲を高める。

イ 「総合的な学習の時間」は、子どもの興味・関心に基づく教育活動を行うことにより、学び方やものの考え方、問題解決能力の育成などを目指すことにより「生きる力」を育む指導をする。

また、公民館・図書館等との連携や経験豊かな人材との協力体制を築く。

ウ 子どもの実態や指導状況に応じて「補充的な学習」又は「発展的な学習」を効果的な個別対応形式で、柔軟かつ多様に導入する。

エ 授業時間数の実績管理や、学習状況の把握などを生徒が自己評価をするとともに、必要に応じて保護者や地域住民へ学習進捗状況を積極的に公表し、説明責任を果たす。

オ 指導の充実・改善等、教育環境の整備をするために、教育評価基準の公表・公開授業等の推進などを行い、保護者や地域住民との積極的な連携・協力により、一層充実した教育環境を目指す。

高校の特色

(仮称)クラ・ゼミネット高校は単に「高校卒業資格」を得るための場所ではなく、将来社会に出て何をやりたいのかという人生の目的を見つけて、そのために必要な目標(高卒・進学・専門・就職・技能スペシャリスト)を実現しようと努力する場所である。

そのためには、まず生徒自らがどのようなことに興味があり、自信が持てるのかといったことを明らかにすることから始める。

学習方法は、基本としてインターネットを利用した学習支援システムを使つての自宅学

習とし、集中スクーリングは、吉田町にある学校で行う。計画的・継続的にインターネットを利用して行う学習を取り入れるため、その成果が満足できると認められるときには各科目の法定スクーリング数の10分の4のスクーリングを可能とする。さらに、総合学習として吉田町内でのボランティア、体験学習を行う。

また、希望する生徒に対しては、自宅でのインターネット学習と併用し、吉田町の学校に通学して直接指導を受ける機会を設け、生徒個人の学習カリキュラムの編成に応じて通学日数を週1日から4日程度に設定できるものとする。

高校の生徒像

ア 不登校生徒・中途退学者

(背景)

全国的に少子化が進む中、不登校生の割合は依然として高水準にあり、最近ではその原因や理由が多様化してきている。

また、高校へ進学したものの中途退学してしまうケースも多く、心理面の課題を抱えながらも、自分に合った学びの場を求め、適切な指導・支援を必要としており、再び就学を希望しているというのも実情である。

これは静岡県内でも決して例外ではなく、こうした生徒にとって、全日制高校に入学し、教科学習を毎日通学することは、人間関係その他で困難を伴うばかりでなく苦痛を伴うことも多い。

一方、こうした生徒を受け入れる体制は、静岡県内の通信制・単位制高等学校では県立静岡中央高等学校が1校(推定：生徒数約1,900人)だけであるが、近年のニーズに対応するため、選択肢を広げることが必要である。

(目標)

・ 不登校生徒に対する教育のレベルアップ

自然豊かな吉田町でスクーリングを実施することで、心の癒しと安らぎを与え、同じ境遇の生徒との交流から、新たな友人をつくる機会を提供する。個人を尊重する指導の継続により、生徒の自立(自己実現)を支援する。

・ 中途退学者に対する就学機会の提供

単位制により、効率的に卒業を目指すため、農業体験、実務・就労・自然体験、資格取得講座を通して、社会で活躍できる人材を育てる。

・ 集中スクーリングによる吉田町への教育振興

吉田町民と触れ合う機会になるボランティア、実務・就労体験、資格取得講座などのカリキュラム(単位認定)を実践することで、自然の営みや大切さを理解し、同時に、コミュニケーション能力や共同作業等の社会適応能力を養うことができる。

Web 学習支援システムについて

ア 自宅でいつでも見られるデジタル教材

デジタル教材は教科ごとに細かく分かれており、レポートの課題を解く際の解説を画面上で見ることができるので、自立学習をサポートできる。

イ レポートもインターネットで送信

手書きで書き上げた答案を郵送だけでなく、インターネットを通して学校に送ることが可能である。学校で採点されたレポートは、再びインターネットを通して生徒のもとへ送信される。

ウ 個別対応でのオンラインサポート

自宅学習で、どうしても解答できない問題にぶつかったとき、Webを利用して、そこでの解説を参考にしたり、直接教師に質問したりすることが可能である。

エ 録画授業の動画配信（オンデマンドストリーミング）

見たいときにはいつでも動画の授業が提供されるコンテンツにより、何回でも理解できるまでその単元を視聴することができる。

オ ライブ授業の動画配信（ライブストリーミング）

事前に決定された時間割に従って、リアルタイムの授業を受けられるコンテンツを用意する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

< 社会的効果 >

吉田町における不登校児童生徒の状況は、発生率では全国平均を下回っているものの、楽観視を許さない状況にある。このような児童生徒に対する支援策として考えられるものは、世代の数多くの友人と直接触れ合うことが出来る全日制の学校への復帰を促すことも大切ではあるが、不登校という結果に至ったそれぞれの事情を考え合わせると、その受け皿として、家庭での学習を可能とする学校を新設することは、不登校児童生徒に対して安心感をもたらすことが期待される。

個性と多様な価値観を認めつつも、既存の学校への復学を勧めることは、内向的な児童生徒にとって大きな負担になる場合も考えられる。吉田町に新たな学校を新設し、選択肢を増やした状態での不登校児童生徒への支援を行うことが可能となれば、精神的な安定感と信頼感が生まれ、問題の解決に向けての助けになると思われる。

また、それぞれの児童生徒の選択を尊重し、彼らが新設の学校を選んだ際にも十分な支援を行える様に、環境整備を行うのはもちろん、このような取り組みを通じて、吉田町の不登校児（生）の数を減少させることを期待するものである。

さらに、考えられることは、その学校で行われる学習体験の波及効果である。農業、水産業といった自然体験学習や、東京、名古屋、関西という大消費地にもアクセス可能な環境を踏まえて、経済交流体験学習の可能性など、吉田町ならではの総合的な学習の時間が可能になる。

こうした学習を通じて行われる生徒と地元住民との交流は、生徒にとって貴重な体験だけでなく、受け入れる吉田町にとっても重要な意味を持つことになると思う。外部からの視線を感じ、その眼差しに答えることは、町民が自分の住む町や自分が関わっている産業について、改めて見つめ直す機会となり、それぞれの教育や産業への興味を深

めるとともに、参加意欲を高めることが期待できる。この熱意を町政や地域活動への参加へとつなげる方策を講じ、地域の更なる活性化を目指すものである。

また、身近に新しい学校ができるということは、その地域に対して大きな刺激となる。町の誇る人材、環境などの財産を積極的に活用し、特色ある教育と多様な学習機会を提供することにより、教育に関心のある人々の吉田町に抱くイメージが向上することが見込まれる。これは、吉田町在住者にとっては、町に対する信頼性の向上をもたらし、町への愛郷心を高める効果が期待でき、町外の人々に対しては、吉田町への転入を検討する一要因として作用すると予測される。

その他、新たな学校の設立は、既存の学校に対しても間接的に刺激を与えることになるが、町立の小中学校と株式会社立の通信制高校とでは性質や担う社会的役割が異なるため、直接の交流や連携に発展する可能性については、現時点では予測しにくいものの、吉田町の特色を生かした学習活動を行うという点については共通点を持っており、カリキュラム編成などにおいては、ある程度の刺激になることが期待される。

これまで吉田町を他の市町村と区別する特色として考えられてきたものは、温暖な気候や地理的、環境条件など、外的要因が主なものであったが、教育、学校というソフト的な要素を取り入れるという手法は、吉田町の新たな発展の序章になると考える。

< 経済的効果 >

学校の設置場所である吉田町でスクーリングを行うことにより、訪問する生徒や関係者の消費需要（交通費、飲食代、宿泊料等）が見込まれる。

静岡県のおぼ中央に位置する吉田町は、全国のどこからでも比較的容易にアクセスが可能であり、従来からある東名高速道路のインターチェンジに加え、隣接町に平成20年度に開港を予定している静岡空港が完成すると、さらに交通の利便性が高くなる。

これは、生徒がスクーリングおよび学校での直接指導に参加する頻度が多くなる要因として期待できる事項である。

スクーリングに係る参加生徒数および指導者数（見込み）

年度	集中スクーリング 参加生徒数	総合学習（ボランティア活動・漁業農業商業体験等）指導者数（述べ数）
平成18年度	200人	10人
平成19年度	400人	20人
平成20年度	600人	30人
平成21年度	800人	50人

また、学校を運営していくために教職員・事務員などの雇用が見込まれるほか、施設の維持管理面においても、町内企業に役務の提供の機会が増加することも期待される。

教職員配置数（見込み）

年度	教職員配置（総数）	事務職員配置（総数）
平成18年度	8人	1人
平成19年度	9人	2人
平成20年度	12人	2人
平成21年度	13人	2人

地元採用教職員数（見込み）

年度	教員（常勤）	教員（非常勤）	事務職員（常勤）
平成18年度	2人	3人	1人
平成19年度	3人	4人	2人
平成20年度	5人	5人	2人
平成21年度	5人	8人	2人

さらに、その他税収入として学校設立会社から固定資産税のほか、雇用された町民の個人町民税などの税収入が見込まれる。

8 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置（816）（別紙1）

校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置（820）（別紙2）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 不登校児童生徒などに対する支援事業

- ・ 「子どもと親との相談員」中央小学校へ相談員を週3回派遣。
- ・ 「スクールカウンセラー活用事業」により、規定する資格を有したスクールカウンセラーを吉田中学校へ年間36日派遣。
- ・ 教職経験者等の「教育相談員」を配置し、不登校児童生徒への対応や心のダイヤル相談などを実施。

(2) 社会教育関連事業

社会教育事業として、「吉田町ふるさと学級」「吉田町チャレンジ教室」などを開催し、集団活動を通じて子どもの社会性を育てる試みを行っている。さらに、「子どもをはぐくむ地域教育推進事業」で地域に協議会を設け、地域行事に子どもの参加を呼びかけたり、子どもに対する働きかけを行ったりすることにより、地域コミュニティの一員として子どもを位置づけている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、
実施主体および開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1 (特定事業番号 : 8 1 6)

1 特定事業の名称

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(仮称) クラ・ゼミネット高校 (株式会社クラ・ゼミが設置する広域通信制高等学校)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

株式会社 クラ・ゼミ

(2) 設置位置

静岡県榛原郡吉田町神戸 7 2 6 番 4 および 7 2 6 番 5

(3) 設置時期

平成 1 8 年 9 月 1 日

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

広域通信制高等学校の開設は、平成 1 8 年 9 月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育施設の整備・教員採用等の開校に必要な準備を進める。

< 学校カリキュラムなど >

(仮称) クラ・ゼミネット高校は、高校卒業資格を得るための場所ではなく、将来社会に出て何をやりたいのかという人生の目的を見つけて、そのために必要な目標 (高卒・進学・専門・就職・スペシャリスト) を実現しようとする場所である。

そのためには、まず生徒自らがどのようなことに興味があり、自信があるのかといったことを明らかにすることから始める。

学習方法は、基本としてインターネットを利用した学習支援システムを使っての自宅学習とし、集中スクーリングは、吉田町にある学校で行う。計画的・継続的にインターネットを利用して行う学習を取り入れるため、その成果が満足できると認められるときには各科目の法定スクーリング数の10分の4のスクーリングを可能とする。さらに、総合学習として吉田町内でのボランティア、体験学習を行う。

また、希望する生徒に対しては、自宅でのインターネット学習と併用し、吉田町の学校に通学して直接指導を受ける機会を設ける。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 吉田町に存在する教育上の特別なニーズ

当町では、これまで教育・文化のまちづくりを目指して、学校教育を重視してきた。

こうした中、昭和37年に町立吉田北中学と吉田南中学を統合して吉田中学校を設立し、昭和42年に町立吉田小学校と川尻小学校を統合して中央小学校を設置した。

その後、町内に高等学校を誘致する機運が高まり、町としては吉田北中学校跡地とその隣接する吉田小学校跡地を無償貸付することを条件として、県に対して高校建設の要望を提出し、昭和46年4月には県立吉田高校が開校することとなった。

県立吉田高校は、当初は普通科、英語科、保育科の3科でスタートしたが、平成6年には時代の流れを反映して保育科を廃止し、福祉科を開設して、現在に至っている。

一方、現在の子どもを取り巻く状況には様々な問題があり、その影響の一つが不登校という形で表れているが、吉田町における現在の不登校小中学生は28人であり、割合としては1.04%となっている。この数値は全国平均の1.14%をやや下回っているものの、楽観視できるほど少ないものとは言えない。それぞれの子どもの将来のためにも、早急に支援策を検討する必要がある。

加えて、吉田町の更なる発展のために、有能な人材を育成、招聘できるような教育環境を整備する必要性は高い。ここで、今後必要とする能力とは、それぞれの個性を生かした多様なものであり、柔軟な発想で生み出された意見こそが、吉田町に新たな活気を与えると期待される。住みやすいまちを目指すまちづくりのために、今後は、環境整備だけでなく、人づくりも重視していくべきと考える。

このように、吉田町は、教育に対する熱意と期待が非常に高い自治体といえる。

(2) 株式会社クラ・ゼミの設置する学校が適切であると認めた理由など

株式会社クラ・ゼミは、「誰にだって がんばれる 舞台がある」を理念とした学習塾である。昭和50年の設立以来、小学生・中学生・高校生を対象として、集団授業・個別指導・英会話指導・私立高校への教師派遣などの様々な方法により、学習指導を行っている。現在、静岡と愛知両県で合わせて48校を運営し、豊富な経験と大きな成果を

上げてきた。

特に、個別指導部門において、多くの不登校児童生徒や高校中退者を受け入れ、その個別の状況に応じた指導経験があるほか、静岡県内の私立高校に教員免許の資格を有する講師を派遣するなど、学習支援だけでなく、子どもの成長に関して様々な側面からサポートをしてきた実績がある。

また、「誰にだって がんばれる 舞台がある」を理念に、どんな状況の子どもでも「夢」を持ってそれを叶えるチャンスがあると考え、学びたくても学べない子どもや自分に合う学び方を見つけられない子どもに対して指導を行ってきた。

そして、生徒一人ひとりの個性を大切にし、人と人とのコミュニケーションの中で、それぞれの可能性や目標を見出して、その実現に向かって自ら成長していけるような教育を実践していくこととしている。

さらに、「人との触れ合いを通じて、人を思いやる気持ちをもてる生徒を育てたい」という考えから、知識の詰め込みを目標とするものではなく、学習を行う素地をまず形成するという点を重要視しており、教育の基本として評価できる観点である。

株式会社クラ・ゼミは、このような教育活動を30年以上継続して、卓越した生徒指導能力と教育ノウハウが存在し、長期にわたり事業を継続しているということから、経営的にも安定していると判断したものである。また、静岡県内を中心とした事業経験により、本県の地域性や住民の特性を十分理解していると考えられる。

このような経験を持つ株式会社クラ・ゼミは、本町の特別なニーズを理解し、それに合致する教育を実現することが可能と判断し、本計画の事業主体として適切であると認めるものである。

一定の要件

資産要件としての学校の校舎については、株式会社クラ・ゼミが自己所有にて建設し、校地については、吉田町内の土地を有償で借り上げる予定である。

これに関連して、今回「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等の設置事業（820）」の認定申請を行っている。その他に必要な運営財産については、準備金を用意しており、当初の準備はできるものと判断される。なお、校舎の建設費については金融機関からの借入れにて対処する予定である。

学校を経営する役員については、代表役員は過去33年間にわたり、株式会社クラ・ゼミの代表取締役として民間教育機関の経営に直接携わるとともに、教育機関の教師として児童生徒に直接教育を行っており、十分な知識と経験があるものと判断できる。

情報公開

当該会社は、学校設置会社が備えるべき書類（貸借対照表、損益計算書、営業報告書）業務状況書類を、設置する学校において、書類作成中の期間を除いて公開することとしている。これらの書類は毎年度末現在で作成され、6月20日以降は公開が可能となる。

また、学校の内部、授業の様子などは、学校を公開する際の一定の安全対策を講じた上で、公開するとともに、定期的にオープンスクールなどを実施して一般に公開する。

さらに、ホームページなどを活用して学校に関する情報を公開する。

地方公共団体による評価

吉田町は、私立学校審議会を設立し、年1回以上の私立学校評価を、書類および実地で実施することとする。また、経営並びに教育に対する評価内容については、一般に公開することとする。

セーフティネット

吉田町は、当該学校設置会社の経営状態について、常に把握するように努めることとするが、適切な就学が出来るように、町の内部にあらかじめ担当者を決め、近隣所在地の通信制・単位制高等学校や、広域制の通信制高等学校の転入学に関する情報収集や協力要請を行う。

また、万一、学校経営に著しい支障が生じた場合には、本町内部に専門の窓口を設け、転入学可能な学校に関する情報収集を行うとともに、生徒の他校への転入学希望を聴取し、適切な指導が行えるようにする。

審議会

吉田町では、私立学校審議会を設置して、当該学校に係る行政指導の適正化、公正化、専門性を確保するものとする。その構成は、町内有識者3人、町内教育関係有識者3人の計6人を予定しており、本特区計画の認定後、速やかに審議会を開催し、当該学校の設立認可について審議を行うものである。

1 特定事業の名称

8 2 0 校地校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(仮称) クラ・ゼミネット高校 (株式会社クラ・ゼミが設置する広域通信制高等学校)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

株式会社 クラ・ゼミ

(2) 設置位置

静岡県榛原郡吉田町神戸 7 2 6 番 4 および 7 2 6 番 5

(3) 設置時期

平成 1 8 年 9 月 1 日

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

広域通信制高等学校の開設は、平成 1 8 年 9 月を予定し、高等学校設置認可手続きの進行と併せて、生徒募集・教育施設の整備・教員採用等の開校に必要な準備を進める。

< 学校カリキュラムなど >

(仮称) クラ・ゼミネット高校は、高校卒業資格を得るための場所ではなく、将来社会に出て何をやりたいのかという人生の目的を見つけて、そのために必要な目標 (高卒・進学・専門・就職・スペシャリスト) を実現しようとする場所である。

そのためには、まず生徒自らがどのようなことに興味があり、自信があるのかといったことを明らかにすることから始める。

学習方法は、基本としてインターネットを利用した学習支援システムを使っての自宅学習とし、集中スクーリングは、吉田町にある学校で行う。計画的・継続的にインターネットを利用して行う学習を取り入れるため、その成果が満足できると認められるときには各科目の法定スクーリング数の10分の4のスクーリングを可能とする。さらに、総合学習として吉田町内でのボランティア、体験学習を行う。

また、希望する生徒に対しては、自宅でのインターネット学習と併用し、吉田町の学校に通学して直接指導を受ける機会を設ける。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 吉田町に存在する教育上の特別なニーズ

当町では、これまで教育・文化のまちづくりを目指して、学校教育を重視してきた。

こうした中、昭和37年に町立吉田北中学と吉田南中学を統合して吉田中学校を設立し、昭和42年に町立吉田小学校と川尻小学校を統合して中央小学校を設置した。

その後、町内に高等学校を誘致する機運が高まり、町としては吉田北中学校跡地とその隣接する吉田小学校跡地を無償貸付することを条件として、県に対して高校建設の要望を提出し、昭和46年4月には県立吉田高校が開校することとなった。

県立吉田高校は、当初は普通科、英語科、保育科の3科でスタートしたが、平成6年には時代の流れを反映して保育科を廃止し、福祉科を開設して、現在に至っている。

一方、現在の子どもを取り巻く状況には様々な問題があり、その影響の一つが不登校という形で表れているが、吉田町における現在の不登校小中学生は28人であり、割合としては1.04%となっている。この数値は全国平均の1.14%をやや下回っているものの、楽観視できるほど少ないものとは言えない。それぞれの子どもの将来のためにも、早急に支援策を検討する必要がある。

加えて、吉田町の更なる発展のために、有能な人材を育成、招聘できるような教育環境を整備する必要性は高い。ここで、今後必要とする能力とは、それぞれの個性を生かした多様なものであり、柔軟な発想で生み出された意見こそが、吉田町に新たな活気を与えると期待される。住みやすいまちを目指すまちづくりのために、今後は、環境整備だけでなく、人づくりも重視していくべきと考える。

このように、吉田町は、教育に対する熱意と期待が非常に高い自治体といえる。

(2) 校地を自己所有しない理由

当該特例措置を受けようとする株式会社クラ・ゼミは、校舎は新規に建設することとしており、土地の自己所有を含めれば大きな出費を要することになる。

吉田町の教育ニーズに対応した学習を柱とする特区による社会的効果を実現することの重要性を踏まえれば、校地の取得のためにより多くの出費を求めるよりも、その資金が教育・施設などの充実、人材の確保などに活用される方が、地域の貢献度が高まると考えられる。

また、校地予定地は、現在民間業者撤退後の未利用地であり、学校という公共的な性質を持つ事業が進出することは、地域の価値を高めることになる。予定地はその所有する不動産業者と、学校設置会社である株式会社クラ・ゼミとの間で交わされる有償貸借契約であり、民法および借地借家法など関連法案の規定に基づき、厳正に行われる普通借地契約であり、期間を30年間とし、さらなる更新も可能な状況にある。

以上のことから、学校の継続性や安定性については、問題がないと判断したものである。